

企業のご担当者様から育児休業を取得中の皆様へ周知をお願いします。

**重要**

令和7年4月から  
育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります！！

### 育児休業給付金の支給対象期間延長とは

育児休業中の方で、職場復帰を予定していた（会社に復帰の申出をしている）にもかかわらず、保育所における保育の実施が行なわれない等の理由により、職場復帰が叶わない場合、育児休業給付金の支給期間が延長される制度です。

### 改正のポイント

**これまで** 保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。

**令和7年4月から** これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行なわれたものであると認められることが必要になります。

### 必要な書類（令和7年4月～）

- ・ 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書
- ・ 市区町村に保育所等の利用申し込みを行なったときの申込書の写し
- ・ 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）



**(重要ポイント)**

**注意！** 以下の場合、延長の対象とはなりません！

- ・ 入所申し込みを忘れていた場合
- ・ 電話で空きがないと言われたため、申し込みをしなかった場合
- ・ 市区町村の申込期限に間に合わなかったため、要件を満たす入所申し込みができなかった場合

※豊橋市の令和7年4月入園申込期間は、  
令和6年9月2日（月）～令和6年9月10日（火）です。

入園申込期間は、地方自治体によって違うため、事前の確認が必要です。

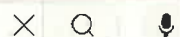
2025年4月から  
育児休業給付金の  
延長手続きが変わります！

**重要**

ハローワーク豊橋 公式YouTubeチャンネル  
もご確認ください。



ハローワーク豊橋



ハローワーク豊橋